

高山本線沿線ブラッシュアップ会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、高山本線沿線ブラッシュアップ会議（以下「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、高山本線ブラッシュアップ基本計画（以下「基本計画」という。）に定める基本方針（「いつでも」「誰でも」「気軽に」都心を往来できる公共交通）を実現するために、基本計画の推進や関係機関相互の連携のさらなる強化、適切な関係機関相互の役割分担の構築について、実現方法及びその可能性も含めて協議する。

(所掌事務)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を検討する。

- (1) 持続可能な協調型公共交通ネットワークの実現方策に関する事項
- (2) 地域のニーズに寄り添う最適な公共交通サービス実現方策に関する事項
- (3) 基本計画の実現に向けた関係機関相互の役割分担に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織及び事務局)

第4条 会議は、別表1に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 会議は、必要に応じて委員の追加ができるものとする。委員の追加は、会議の議決をもって行うものとする。
- 3 会議の事務を処理するため、事務局を富山市活力都市創造部交通政策課に置く。

(任 期)

第5条 委員の任期は令和7年3月31日までとし、再任を妨げない。委員は、任期満了後、後任者が選任されるまでその職務を行う。

(会 議)

第6条 会議の開催案内および連絡調整は、事務局が行う。

- 2 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 会議は原則として非公開とし、議事要旨は公表することができるものとする。また、公表することについて合意されたものは、公表することができる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 会議は、ワーキンググループを組織し、第3条に定める検討に必要な事項や会議の運営に必要な事項について、調査・協議を行う。

2 ワーキンググループは、別表2に掲げる組織をもって組織する。

3 ワーキンググループは、原則として非公開とする。また、ワーキンググループにおいて公表することについて合意されたものは、公開することができる。

(雑 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、令和5年6月29日から施行する。

別表1（委員）

組 織	会議委員（組織内役職）
富 山 市	副市長
富 山 県	交通政策局長
西日本旅客鉄道株式会社	金沢支社副支社長
富山地方鉄道株式会社	専務取締役

別表2（ワーキンググループ）

組 織
富山市 活力都市創造部 交通政策課
富山県 交通政策局 広域交通・新幹線政策課
西日本旅客鉄道株式会社金沢支社 地域共生室 企画課 交通企画室
富山地方鉄道株式会社 自動車部 運行管理課